

議案第12号

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 令和7年4月開校予定の交野市立交野みらい学園の施設使用料について定め  
たいため。

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

交野市立学校施設使用条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第7条中「のほか」を「を除き、」に改める。

別表中「施設使用料金表」を「交野市立学校（交野市立交野みらい学園を除く。）の施設使用料」に、「午前9時から12時」を「午前9時から午前12時まで」に、「午後1時から5時」を「午後1時から午後5時まで」に、「午後5時から9時」を「午後5時から午後9時まで」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

交野市立交野みらい学園の施設使用料

施設の使用時間	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
屋内運動場	1,500円	2,000円	2,000円
屋外運動場	300円	400円	400円
多目的ホール	750円	1,000円	1,000円

備考

- 1 放送設備を使用するときは、使用料として1,000円を加算する。
- 2 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり1,000円を加算する。
- 3 多目的ホールの空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を加算する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。